

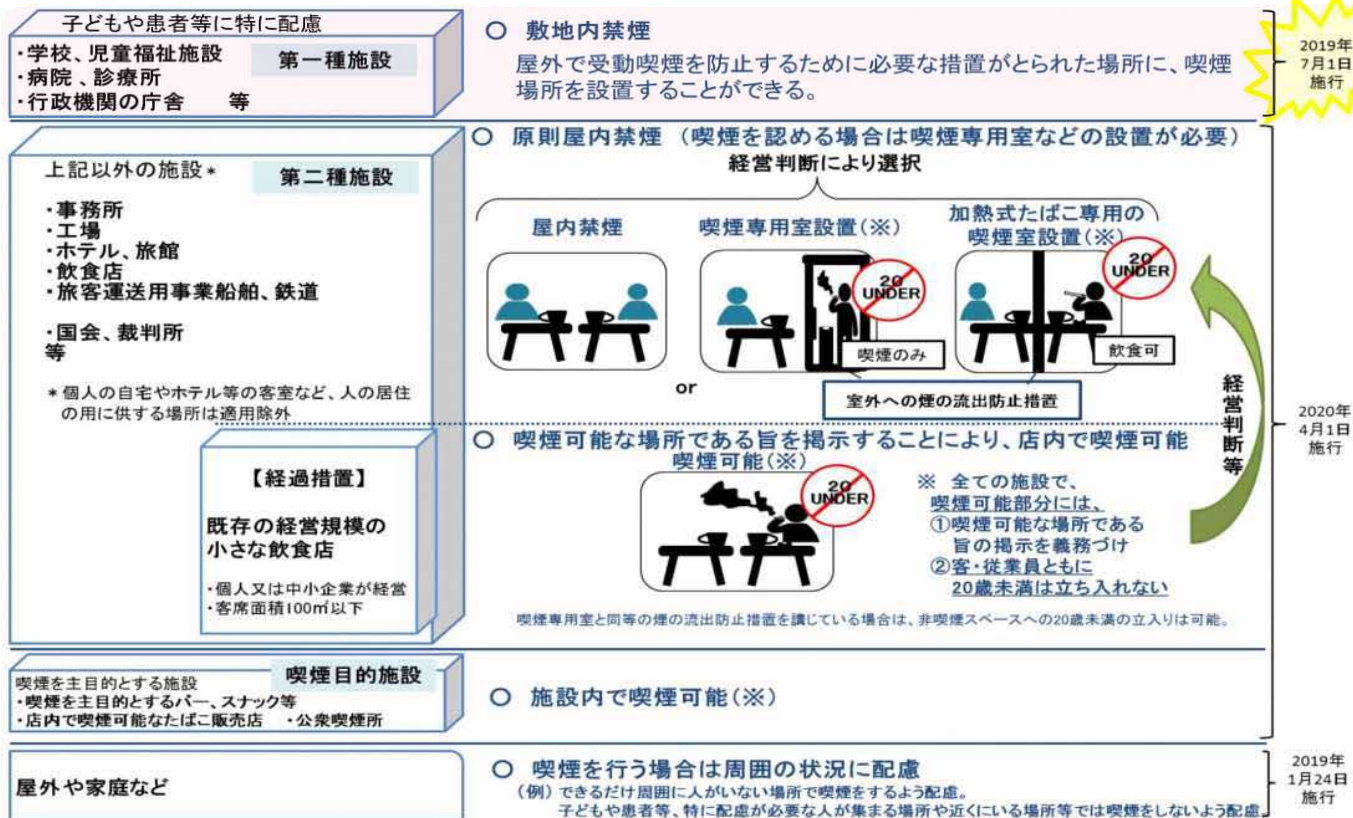
2019年7月1日から原則

敷地内禁煙になりました！！

改正健康増進法の概要

望まない受動喫煙を防止する目的で、健康増進法が改正されました（以下、「改正法」という）。このことで、多数の人が利用する施設の区分に応じて、施設の一部の場所を除き禁煙とするとともに、管理権原者が講ずべき措置等が定められました。

【改正法の体系】



改正法では、第一種施設※¹は敷地内禁煙にする必要があります。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所（以下、「特定屋外喫煙場所」※²）を設置することができます。

また、改正法において、管理権原者に対しては、義務（詳しくは3ページ参照）が課されており、違反した場合の罰則（過料）規定が設けられています。

（第一種施設以外のすべての施設は2020年4月1日から原則屋内禁煙となります。）

施設の「屋内」及び「屋外」とは

改正法の規制の対象となる施設の「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所については「屋外」となります。

※ 1 第一種施設とは

●受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等が利用する施設及び行政機関の庁舎

- 学校、専修学校、各種学校、職業能力開発短期大学校、母子健康包括支援センター、認定こども園、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、病児保育事業、児童福祉施設、少年院、少年鑑別所、養成所（保育士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、理容師、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、養護教諭、栄養教諭、教員（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校）、自動車整備士、診療放射線技師、歯科技工士、美容師、臨床検査技師、調理師、理学療法士、作業療法士、製菓衛生師、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士、介護福祉士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士）等
- 病院、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、難病相談支援センター、施術所（あん摩、はり、きゅう、柔道整復）
- 行政機関の庁舎（政策や制度の企画、立案業務が行われている施設）

※ 詳細は相談窓口にお尋ねください。

※ 2 特定屋外喫煙場所とは

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所（以下、「特定屋外喫煙場所」）を設置することができます。

- 特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものです。

必要な措置とは、以下のものです。

① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があります。

例えばパーテーション等による区画等です。

② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があります。

標識例は右のとおりです。



③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所です。

（注意）特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないように配慮してください。

第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、この例外措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではありません。

「管理権原者」及び「管理者」とは

改正法においては、施設の管理権原者及び管理者（以下「管理権原者等」という。）に受動喫煙を防止するための措置を講じなければならない義務が生じます。

「管理権原者」とは、施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者であり、例えば当該義務の履行に必要なとなる施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のことです。

また、「管理者」とは事実上、現場の管理を行っている者のことです。

改正法における義務内容

【全ての者】

- 喫煙禁止場所における喫煙の禁止
- 紛らわしい標識の掲示禁止、標識の汚損等の禁止

【施設等の管理権原者等】

- 喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
- 喫煙可能な場所へ20歳未満（従業員を含む）の者を立ち入らせないこと 等



（分かりやすい標識の例）



改正法における義務違反時の対応

義務に違反する場合は、「指導」が行われます。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて「勧告」・「命令」等が行われ、改善が見られない場合には、「罰則（過料）」が適用されます。

＜屋外分煙施設について＞

改正法では、屋外については禁煙等の措置は講じておりません。しかし、駅前や商店街などの場所においては、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないように、屋外の分煙施設を設置し、当該分煙施設内で喫煙をできるような対策が考えられます。こうした屋外分煙施設を設置する際の留意事項については、次のとおりです。

＜具体例＞

- ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合（コンテナ型）
 - ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
 - ・ 給気口（出入口と兼ねることも考えられる）は、排気口の反対側に設置されていること
- ② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合（パーティション型）
 - ・ 壁については、一定程度の高さ（2～3メートル程度）があること
 - ・ 出入口には、方向転換のためのクランクがあること（2回以上のクランクがあることが望ましい）
 - ・ 四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20センチメートル程度）があること

※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること。付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい。

〔注〕 上記は具体例であり、分煙施設の設置場所の状況（周囲の人通りの多さ等）に応じて、分煙施設の周囲での望まない受動喫煙を防ぐための適切な措置を講ずる必要があります。

受動喫煙とは？

「受動喫煙」とは、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることです。喫煙による煙に含まれるさまざまな有害物質は、喫煙者が肺に直接吸い込む主流煙よりも、吸っていないときに立ち昇る副流煙により多く含まれます。

なぜ「受動喫煙」を防がなければならないの？

喫煙が、あらゆるがんや脳卒中、心筋梗塞などの病気を引き起こすことは広く知られていますが、たばこを吸わない人の受動喫煙もリスクを高めます。

ほんのわずかな受動喫煙であっても、心臓発作のそのリスクが急激に増加することが明らかになり、また、受動喫煙による死亡者が年間1万5,000人にのぼることが分かっています。（厚生労働省 喫煙の健康影響に関する検討会編「喫煙と健康」から）

「加熱式たばこ」は安全なの？

「加熱式たばこ」とは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生させるものです。たばこ会社が資金提供する研究においては、有害物質が著しく軽減されると報告されていますが、有害物質の軽減が健康リスクを低減させるかどうかについては、現時点では科学的根拠はありません。

加熱式たばこによる健康被害についてはまだ明らかにされていませんが、WHO（世界保健機関）は規制対象とすべきという見解です。（厚生労働省 ホームページ掲載資料から）

相談窓口

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄地域
熊本県健康づくり推進課	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2208	熊本県（熊本市を除く）
有明保健所	865-0016	玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184	荒尾市、玉名市、玉名郡
山鹿保健所	861-0501	山鹿市山鹿1026-3	0968-44-4121	山鹿市
菊池保健所	861-1331	菊池市隈府1272-10	0968-25-4156	菊池市、合志市、菊池郡
阿蘇保健所	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-24-9030	阿蘇市、阿蘇郡
御船保健所	861-3206	上益城郡御船町辺田見400	096-282-0016	上益城郡
宇城保健所	869-0532	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-1207	宇土市、宇城市、下益城郡
八代保健所	866-0811	八代市西片町1660	0965-33-3229	八代市、八代郡
水俣保健所	867-0061	水俣市八幡町2-2-13	0966-63-4104	水俣市、葦北郡
人吉保健所	868-8503	人吉市西間下町86-1	0966-22-3107	人吉市、球磨郡
天草保健所	863-0013	天草市今釜新町3530	0969-23-0172	天草市、上天草市、天草郡

※ 熊本市内の施設については、熊本市健康づくり推進課（Tel：096-361-2145）に御相談ください。

※ 本リーフレットは、2019年2月末時点での国の情報に基づき作成しています。最新の情報は、熊本県健康づくり推進課のホームページに随時掲載しますので、御参照ください。

熊本県 受動喫煙防止

検索